



龍教総第 648 号
令和2年11月27日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市教育委員会
教育長 平塚 和宏



令和2年度定期監査結果に基づく措置状況について（通知）

令和2年9月28日実施の監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

監査の種類	定期監査	監査の対象	教育委員会 教育総務課
監査の結果		監査の結果に基づく措置の状況	
[指摘事項] 予定金額が30万円以上の契約は契約検査課の執行となるが、小学校管理費及び中学校管理費における複写機再賃貸借について、担当課においても見積合わせを執行せず、契約事務を行っていた。また、使用料金についての契約事務を行っていなかった。 複写機は、賃借料と使用料金を合わせて契約することが望ましく、契約規則等に基づき、適正に執行されたい。		今後、複写機再賃貸借については、賃借料と使用料金見込額を合算して執行伺額（予定金額）とし、契約規則等に基づき事務を執行します。	